

取引先各位

株式会社エルテックス 管理本部

支払い方法等について

弊社より発注する案件の支払い方法等につき、下記の通りご案内申し上げます。

記載されている条件等についてご了承頂けない場合は、お手数ですがその旨を弊社までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

1. 支払条件

弊社における標準の締め切り制度と支払い方法は以下の通りで個々の支払条件は注文書に記載するものと致します。

<締め切り制度>

- ① 物品は納入月末締め切り
- ② 工事は検収月末締め切り

<支払い方法>

貴社への支払い方法（条件）につきましては、次に列記しますうちのいずれかの方法とさせていただきます。

- ① 支払総額 1,000千円未満については、翌月末現金支払い
- ② 支払総額 1,000千円以上については、翌月末電子記録債権

但し、電子記録債権未登録の場合については、翌月末起算約束手形払い（原則サイト 120日）

・個別契約により上記標準以外の支払い条件を定める場合は、当該条件については、注文書に記載するものと致します。

・銀行振り込みの際の振込手数料については、弊社負担とさせていただきます。

（振り込み日が銀行休業日に該当する場合には、前銀行営業日）

2. 検査完了期日

- (1) 発注内容が物品の納入のみの場合は、納入後10日以内
- (2) 発注内容が物品の納入およびそれに付随する役務の提供の場合は当該役務が完了した期日
- (3) 発注内容が工事の場合は完成通知後20日以内

(1) および(2)の場合は、注文書・仕様書等で別途検査項目や手順（以下「検収条件」という）、期日等が規定されている場合は、当該規定が上記に優先するものと致します。

3. 実施時期

2024年4月1日より本通知の内容に変更があり、新たに通知するまでの間。

（新たな通知の実施時期の開始日の前日まで）

4. 留意事項およびお願い

(1) 発注内容が物品のみの場合

- ・納入に連動してお支払いさせていただきます。検収条件にかかわらず、納入時に納品書をあわせて提出願います。
- ・検収条件は、貴社との契約の一部であることをご理解いただき、支払いの有無に関わらず、検収条件が未達の場合は速やかにご対応願います。

(2) 発注内容が物品の納入およびそれに付随する役務の提供の場合

- ・契約時に、検収後一括払いとするか、あるいは物品の納入およびそれに付随する役務の提供に連動した分割払いとするかについて契約担当者よりご相談させていただきます。

<分割払いの場合>

- ・分割払いの場合、それぞれに該当する金額および詳細の条件についても、ご相談の上、決めさせていただきます。
- ・途中の支払いについての条件を満たした時点で、当該支払い額に対する請求書を契約担当者宛に提出願います。
- ・最終回の支払いについての条件を満たした時点で、当該支払い額に対する請求書および納品書（工事は竣工報告書類）を契約担当者宛に提出願います。

(3) 納品書および竣工報告書の扱いについて

- ・納入完了あるいは役務完了の際は「納品書」（貴社様式）、工事完了は「竣工報告書（相当）」（貴社様式）を速やかに契約担当者宛に提出願います
- ・提出の際は、必ず、納入日もしくは工事完了日を記入願います。

以上